

## はしがき

近年日本では、介護保険制度や介護報酬の見直しに伴って、ケアの質の確保と向上が課題となっている。そのケアの質を高めようと、介護サービス情報公表制度や第三者評価事業などが導入されたが、現場からは、時間的・人的・費用的負担が大きい割にケアの質の向上に繋がらないとの不満の声が出ている。

一方、高齢化が進む他国も、ケアの質の向上が大きな課題となっている。その中でもアメリカナーシングホームは一時期、ケアの質の低さが社会問題化したことからケアの質の向上に取り組んでいる。その取り組みについて OECD は、「最も際立っている」と述べている。しかし、アメリカにおける取り組みの全体像やその形成過程まで掘り下げた研究はない。

本書のねらいは、主にアメリカのナーシングホームにおける取り組みを、日米比較・歴史の視点から検討し、日本の高齢者ケア施設におけるケアの質の向上に向けた今後の課題や示唆を明らかにすることである。

本書は全 11 章で構成する。第 1 章では、本書の背景と目的について述べたうえで、アメリカの高齢者の概要やメディケア・メディケイドを含む社会保障制度、介護サービスの体系について概観する。また、本書でアメリカのナーシングホームを特に検討する理由と本書における課題について述べる。

第 2 章では、アメリカのナーシングホームには 3 種類（① skilled nursing facility、② nursing home、③ intermediate care facility）の施設があり、それぞれの施設で提供されるケア内容や利用者像が異なっていることから、ナーシングホームの体系や現状などについて確認する。

第 3 章では、ナーシングホームにおける介護従事者に焦点をあて、その現状と介護従事者の確保と定着に向けた取り組みについて概観する。

第 4 章では、OECD が、ケアの質の向上を目的に行われている OECD 諸国の取り組みの中で最も包括的であるとする米国のナーシングホームにおける取り組みとはどのようなものなのかなどを、筆者の経験などをもとに検討する。第 1 節では、ナーシングホームで導入されているマネジメントシステムの全体像とその構成要素である① MDS（アセスメント表）、② QI（24 項目の客観的・量的ケアの

質評価指標)、③QM(一般市民向けの19項目の客観的・量的ケアの質評価指標)、④NHC(インターネットなどでケアの質に関する情報を一般公表する制度)、⑤行政監査、⑥ナーシングホーム内における個別・課題領域別レビュー委員会の連関について検討する。第2節では、アメリカがケアの質を高める取組みを開始するきっかけになったナーシングホーム改革法を含む1987年包括予算調整法に至る背景およびマネジメントシステムにおける要素について検討する。

第5章では、米国のナーシングホームの成り立ち(1660年代)から今日のナーシングホームの体系が作り上げられることになった1940年代、ナーシングホームにおけるケアの質の低さが初めて報告された1950年からケアの質の低さが社会問題化した1970～1980年代、そして、MDS、QI、QM、NHCなどの開発・導入のきっかけになったOBRA'87までを、OBRA'87「施行前」と「施行後」の2節に分けて検討する。

第6章では、マネジメントシステムの各構成要素(MDS、QI、QM、NHC)の開発過程について、それらを開発した研究者と開発依頼側である連邦政府による報告書・関連文献、学術論文などをもとに、時期別(第1節)・要素別(第2節)の2通りから検討し、それまでストラクチャー・プロセス重視であったナーシングホームの規定がアウトカム・利用者重視へと方向転換されたことを述べる。

第7章では、ナーシングホームに対する州政府による行政監査の検討を通して、日本の行政指導監査がケアの質の確保・向上のために適切であるか、改善の余地はあるか、あるとすればそれはどのようなものかなどを、筆者がアメリカのナーシングホーム従事中に得た経験、情報、関連資料などをもとに明らかにする。第1節では、ナーシングホームにおける行政監査のプロセスおよび行政措置について述べる。その後第2節で、行政監査におけるQIとNHCの活用法について検討する。第3節では、日本への示唆を考察する。

第8章では、アメリカのNHCと日本の介護サービス情報の公表制度の比較を行い、日本の介護サービス情報の公表制度がケアの質の確保と向上に寄与しうるための課題について探究する。第1節では、本調査の調査方法と対象について述べ、第2節では、日米両制度の概要について整理する。第3節では、日米両制度における①設計思想、②情報収集・調査方法、③公表方法、④調査費用、⑤項目内容(質の3要素:ストラクチャー・プロセス・アウトカムの視点)について

比較検討する。①～④の比較には、日米両制度のウェブサイトとアメリカと日本の雑誌・論文情報検索データベースで検索した先行研究や関連文献のレビューを行った。⑤については、NHCにおけるQMと介護サービス情報の公表制度における特養ならびに老健の調査情報の項目をストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類するという方法を用いた。項目の分類における信頼性を高めるために、筆者を含む3名が互いに相談することなく各項目をストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した。そのうえで、意見が一致しなかった項目に関して合議し、最終的に判定した。その結果得られた数値（割合）を比較検討するという方法を用いた。

第9章では、ナーシングホームと同様に、そのケアの質の低さが明らかになり、近年、マネジメントシステムが形成されてきているアメリカの在宅ケアの分野を取り上げる。第1節でアメリカの在宅ケア分野のサービス体系を整理し、第2節でその分野におけるマネジメントシステムを検討する。

第10章では、日本で行われているケアの質の確保と向上に向けた取組みの到達点と課題を探る。第1節では、OECDが、高齢者に対する施設ケアの質を高める取組みを行っている国の例として取り上げた国々のうち、アメリカを除く、①イギリス、②ドイツ、③オーストラリア、④スウェーデンの4カ国における取組みについて先行研究・文献レビューから整理する。第2節では、日本におけるケアの質の確保と向上に向けた取組みに関する先行研究・文献を考察し、日本の取組みの到達点・課題を明らかにする。

第11章では、日本の高齢者ケア施設におけるケアの質の向上に向けた取組みの課題などを克服するために必要と思われるもの、日本への示唆について考察する。

厚生労働省は2009年に、「介護サービスの質の評価の在り方に係わる検討に向けた事業」（平成21年度老人保健健康増進等事業）を立ち上げ、どのようにケアの質を評価するべきかという検討を行った。いよいよ日本もケアの質の向上に向けて動き出したのである。本書には、その検討会において報告され、ケアの質評価システムを性急に開発するのではなく、アメリカのようにじっくり行うべきであるという論議の素材となったものが含まれている。

2010年12月

澤田 如



アメリカの高齢者ケアの光と陰  
—ケアの質向上のためのマネジメントシステム—

---

目 次

The Management System  
for  
Improving Quality of Care in U. S. Nursing Homes

---

CONTENTS

はしがき .....	i
------------	---

<b>第1章 アメリカの高齢者ケア .....</b>	<b>1</b>
-----------------------------	----------

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. アメリカの高齢者の現状：高齢化と要介護者の状況 | 3  |
| 2. 財政破たんが懸念されるアメリカの社会保障制度  | 4  |
| (1) ソーシャルセキュリティ：社会保障制度     | 5  |
| (2) メディケア：高齢者・障害者医療保険      | 7  |
| (3) メディケイド：低所得者医療扶助制度      | 9  |
| (4) アメリカ史上初の国民皆保険          | 11 |
| 3. アメリカにおける介護サービス体制        | 12 |
| (1) 在宅ケア                   | 12 |
| (2) 居住施設ケア                 | 14 |
| (3) ナーシングホームケア             | 15 |
| 4. アメリカのナーシングホームに焦点をあてる理由  | 15 |
| 5. 本書の課題の位置づけ              | 17 |

<b>第2章 アメリカのナーシングホーム.....</b>	<b>21</b>
-------------------------------	-----------

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1. ナーシングホームとは                        | 21 |
| (1) Skilled Nursing Facility (SNF)   | 22 |
| (2) Nursing Home                     | 23 |
| (3) Intermediate Care Facility (ICF) | 23 |
| 2. ナーシングホームの現状                       | 24 |
| (1) ナーシングホームの数・所有形態                  | 24 |
| (2) ナーシングホーム利用者の特徴                   | 25 |
| (3) ナーシングホームの費用負担                    | 27 |
| (4) ナーシングホームスタッフの配置基準                | 28 |

<b>第3章 アメリカのナーシングホームにおける介護従事者 .....</b>	<b>35</b>
-----------------------------------------	-----------

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. Certified Nurse Aides とは  | 35 |
| 2. Certified Nurse Aides の現状 | 36 |

- (1) Certified Nurse Aides の特徴 36
- (2) Certified Nurse Aides の賃金 38
- (3) Certified Nurse Aides の離職率 40
- (4) 介護従事者の確保と定着に向けた取組み 41

#### 第4章 ナーシングホームにおけるケアの質マネジメントシステムの全体像 … 43

- 1. ケアの質マネジメントシステムの全体像 44
- 2. アメリカのナーシングホームにおけるケアの質の向上に向けた取組み 46
  - (1) Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987 に至る背景 46
  - (2) Minimum Data Set : アセスメントツール 47
  - (3) Quality Indicator : ケアの質評価指標 48
  - (4) Quality Measures : もう1つのケアの質評価指標 54
  - (5) 州政府による行政監査 56
  - (6) Nursing Home Compare : 情報の配信 56
  - (7) ナーシングホームにおけるレビュー委員会 57
- 3. ケアの質マネジメントシステムがいかにケアの質の向上に寄与しているのか 64
  - (1) マネジメントシステムに位置づく要介護者のニーズアセスメント 64
  - (2) ケアの質に関する Reputation を得ようとする努力に繋がっている評価指標 65
  - (3) ケアの質の向上に繋がっている利用者別・課題領域別レビュー 66
  - (4) ケアの質の向上に寄与している多職種の連携強化・チームアプローチ 67

#### 第5章 ケアの質マネジメントシステムの形成過程 …………… 69

- 1. Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987 施行前 70
  - (1) ナーシングホームの成り立ち 70
  - (2) 1950年代: ケアの質の低さに関する初めての報告 71
  - (3) 1965年: メディケア・メディケイドの施行 73
  - (4) 1970～1980年代前半: 社会問題化したケアの質 73
  - (5) 1986年: ケアの質の向上は連邦政府の責任 - IOM 調査 75

2. Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987 施行後	76
(1) 1987年：Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987の制定	76
(2) 1990年：Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987の施行	79
(3) 1995年：行政監査プロセスの統一化と行政措置の強化・多様化の実施	80
(4) 1998年：ナーシングホーム側に行政監査開始日程を悟られない工夫	80
3. ストラクチャー・プロセス重視からアウトカム・利用者重視へ	81
<b>第6章 ケアの質マネジメントシステムにおける構成要素の開発過程</b> ……………	<b>83</b>
1. 時系列でみるケアの質マネジメントシステムの構成要素の開発過程	84
(1) 1988～1990年：Minimum Data Setの開発・導入	84
(2) 1990年代：Quality IndicatorsとNursing Home Compareの開発・導入	84
(3) 2000年代：Quality Measuresの開発・導入	85
2. 要素別にみるケアの質マネジメントシステムの構成要素の開発過程	85
(1) Minimum Data Setの開発過程（1988～1990年）	86
(2) Quality Indicatorsの開発過程（1990～1998年）	88
(3) Quality Measuresの開発過程（2001～2002年）	91
(4) Nursing Home Compareの開発過程（1998～2008年）	96
3. 日本への示唆	98
(1) トップダウン型とボトムアップ型のアプローチ	99
(2) 要介護者のニーズアセスメントを評価指標などに結びつける発想	101
(3) 専門職が納得できるケアの質評価指標	103
<b>第7章 アメリカ州政府によるナーシングホームの行政監査</b> ……………	<b>107</b>
1. アメリカのナーシングホームにおける行政監査	108
(1) 行政監査プロセス	109
(2) 行政措置	114
2. 行政監査におけるQuality IndicatorsとNursing Home Compare	116
(1) Quality Indicatorsの活用	116
(2) Nursing Home Compareにおける行政監査結果の公表	117

3. 日本への示唆	117
(1) ケアの質の向上に向けた現場の取組みを後押しする国レベルの取組み	119
(2) 専門的アドバイス	121
(3) 行政指導監査において違反およびケアの質の課題を探る方法	122
<b>第8章 ナーシングホーム間比較サイト —日米比較の視点を交えて— …</b>	<b>127</b>
1. 本研究の調査方法と対象	128
2. Nursing Home Compare と介護サービス情報の公表制度の概要	131
(1) アメリカ：Nursing Home Compare	131
(2) 日本：介護サービス情報の公表制度	134
3. Nursing Home Compare と介護サービス情報の公表制度に関する比較判定結果	136
(1) 設計思想	137
(2) 情報収集・調査方法と頻度	138
(3) 公表方法	140
(4) 調査費用	142
(5) 項目内容：質の3要素比較結果	143
4. 日本への示唆	146
(1) ケアの質の確保・向上に活用できる評価指標の位置づけ	147
(2) アウトカム評価指標の導入	148
(3) 高齢者ケア施設の日常業務で収集可能な情報の活用	150
<b>第9章 アメリカの在宅ケア ……………</b>	<b>153</b>
1. 在宅ケアとは	153
(1) 訪問看護サービス (Skilled Nursing Services)	154
(2) 訪問リハビリテーションサービス (Therapy Services)	155
(3) 終末期ケア (Hospice Care)	155
(4) 訪問介護サービス (Home-Health Aide Services)	155
(5) 家事援助サービス (Homemaker/Chore Services)	156
(6) デイケアセンター (Adult Day Care Centers)	156

- (7) 給食サービス (Meal/Nutrition Services) 157
- (8) 送迎サービス (Transportation Services) 157
- (9) 高齢者福祉センター (Senior Centers) 157
- 2. 在宅ケアの歴史的展開 158
- 3. 在宅ケアでもケアの質マネジメントシステム? 161
  - (1) Outcome and Assessment Information Set 162
  - (2) 在宅ケア用 Quality Measures 163
  - (3) 在宅ケア機関に対する州政府による行政監査 166
  - (4) Home Health Compare 167
  - (5) 第三者評価機関による調査 168
  - (6) ケアカンファレンス 169

## 第10章 OECD 諸国にみるケアの質向上策とアメリカと日本の位置づけ…………… 171

- 1. 海外におけるケアの質の確保・向上のための取組み・動向 171
  - (1) イギリス 171
  - (2) ドイツ 173
  - (3) オーストラリア 175
  - (4) スウェーデン 176
  - (5) 海外における取組み・動向のまとめ 177
- 2. 日本におけるケアの質の確保・向上のための取組みとその到達点・課題 178
  - (1) 日本における取組み 178
  - (2) 日本における到達点と今後の課題 186

## 第11章 日本におけるケアの質の確保と向上に向けて …………… 189

- 1. アメリカと日本における制度・環境の違い 189
  - (1) ケアの質を高める4つの主体 189
  - (2) コンシューマーによる影響 190
  - (3) 司法による影響 191
- 2. 日本への示唆 193
  - (1) 日本におけるマネジメントシステム形成に向けた全体像の構想 194

- (2) 日本におけるマネジメントシステム形成に繋がるアセスメントツールと  
評価指標 196
- (3) 日本の現場がマネジメントシステムを受け入れる可能性を高める  
環境づくり 202

あとがき .....	209
引用文献・参考文献 .....	211
索 引 .....	225

